

# 産業廃棄物許可情報と電子マニフェスト情報を用いた不適正な委託処理情報の抽出

○(公)藤原 博良<sup>1)</sup>、(正)佐々木 基了<sup>1)</sup>、三浪 純子<sup>2)</sup>、水谷 彼方<sup>2)</sup>

1) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター、2) 三重県

## 1. はじめに

マニフェスト制度は、排出事業者が委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することにより適正な処理を確保するための制度であり、産業廃棄物が処理業者に委託処理される場合には、電子マニフェストの登録か、または紙マニフェストが交付されている。

排出事業者が産業廃棄物を委託処理する際には、都道府県知事等より産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託して処理しなければならず、許可の有無は排出事業者自らが確認しているが、その確認が不十分である場合等、無許可業者への産業廃棄物の委託等が生じている。

そこで、三重県が保有する県内の産業廃棄物処理業者の許可情報と、情報処理センターに登録された電子マニフェストデータの整合チェックによる不適正な委託情報の抽出の可能性を検討した。

## 2. 方法

三重県の産業廃棄物処理業者の許可情報（平成 30 年 3 月 31 日現在）の許可番号及び許可品目と、三重県内の排出事業者が平成 29 年度の 1 年間に登録した電子マニフェストデータ（477,750 件）の委託先処理業者の許可番号及び廃棄物の種類を照合した。

### 2.1 照合対象外の電子マニフェストデータについて

以下の電子マニフェストデータは、県の許可情報との照合対象外とした。

- 1) 「廃棄物の種類」欄に、許可品目が特定できない混合廃棄物、製品廃棄物が入力された電子マニフェストデータは、許可情報との照合ができなかった。
- 2) 「廃棄物の種類」欄に放射性物質汚染対処特措法で定める特定産業廃棄物が入力された電子マニフェストデータは、排出事業者が「廃棄物の種類」を誤って入力したと考えられるため、照合対象外とした。
- 3) 「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が入力された電子マニフェストデータのうち、収集運搬業については許可があるとみなされるもの（以下、「みなし許可」という。）の可能性があったため、照合対象外とした。
- 4) 自己運搬や広域認定など、マニフェストの交付を要しない者、産業廃棄物の積込みの場所と積卸しの場所がともに三重県外となる区間を運搬する収集運搬業者、処分施設の所在地が三重県外の処分業者は照合対象外とした。

### 2.2 照合対象データについて

以下の手順で照合対象データを抽出した。

- 1) 三重県内の平成 29 年度の電子マニフェストデータ（477,750 件）のうち、「廃棄物の種類」欄に許可情報との照合が不可能な廃棄物（混合廃棄物、製品廃棄物）及び誤入力と考えられる特定産業廃棄物が入力されているものを除くと、表 1 に示すとおり、電子マニフェストデータは 436,009 件となった。
- 2) 対象外品目等を除外した電子マニフェストデータ（436,009 件）のうち、自己運搬や広域認定などマニフェストの交付を要しない者を除いた上で、1 つの電子マニフェストデータで複数の収集運搬業者が携わった場合にその業者を全て集計対象とすると、収集運搬業者数は 921、データ数は 443,122 となった。
- 3) このうち、産業廃棄物の積込みの場所または積卸しの場所が三重県である場合の収集運搬業者（業者数：892、データ数：418,386）を対象に、収集運搬業の許可の有無、許可品目の有無について、電子マニフェストデータと三重県の許可情報を照合した。
- 4) 対象外品目等を除外した電子マニフェストデータ（436,009 件）に入力されている処分業者のうち、自己処分や広域認定など、マニフェストの交付を要しない者を除くと、処分業者数は 611、データ数は 432,828 となった。
- 5) このうち、処分施設の所在地が三重県である処分業者（業者数：157、データ数：303,384）を対象に、処分業の許可の有無、許可品目の有無について、電子マニフェストデータと三重県の許可情報を照合した。

表 1 照合対象の電子マニフェストデータ数について

項目	マニフェスト数
①全電子マニフェストデータ	477,750
②対象外品目が入力されたデータ <sup>※1</sup>	41,700
③誤入力と考えらえるデータ <sup>※2</sup>	41
④対象外品目・誤入力を除外したデータ (①-②-③)	436,009

※1 「廃棄物の種類」欄に、混合廃棄物、製品廃棄物が入力された電子マニフェストデータ。

※2 「廃棄物の種類」欄に、放射性物質汚染対処特措法で定める特定産業廃棄物が入力された電子マニフェストデータ。

### 3. 照合結果

照合結果は、以下のとおりであった。

- 1) 収集運搬業の許可について照合した電子マニフェストデータ (418,386) のうち、許可情報との照合結果が不適合となった電子マニフェストデータ数は表2に示すとおり、2,199 (0.5%) であった。また、照合対象の収集運搬業者 (892) のうち、許可情報との照合結果が不適合である電子マニフェストデータが存在していた収集運搬業者数は24 (2.7%) であった。24の内訳は、表3に示すとおり、収集運搬業の許可を持たないとなったのが15、収集運搬業の許可はあるが許可品目がないとなったのが9であった。

表2 照合結果について

項目	収集運搬		処分	
	データ数	業者数	データ数	業者数
①照合対象数	418,386	892	303,384	157
②不適合数	2,199	24	1,186	14
③不適合の割合(②÷①)	0.5%	2.7%	0.4%	8.9%

表3 不適合の内訳について

項目	収集運搬	処分	合計
①業の許可がない	15	3	18
②業の許可はあるが、許可品目がない	9	11	20
合計	24	14	38

- 2) 処分業の許可について照合した電子マニフェストデータ (303,384) のうち、許可情報との照合結果が不適合となった電子マニフェストデータ数は表2に示すとおり、1,186 (0.4%) であった。また、照合対象の処分業者 (157) のうち、許可情報との照合結果が不適合である電子マニフェストデータが存在していた処分業者数は14 (8.9%) であった。14の内訳は、表3に示すとおり、処分業の許可を持たないとなったのが3、処分業の許可はあるが許可品目がないとなったのが11であった。
- 3) 不適合となった電子マニフェストデータには、廃棄物の種類や処理業者許可番号等の入力誤りが原因で不適合となったもの、処理業者の許可が年度途中で失効され、許可の失効前に登録された電子マニフェストデータが不適合と取り扱われたもの、産業廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づく無害化処理認定業者など、産業廃棄物処理業の許可が不要なために県の許可がないと取り扱われたもの、また、実際に不適正な処理委託が行われたもの等があると推測される。

### 4. まとめ

県が保有する産業廃棄物処理業者の許可情報と情報処理センターに登録された電子マニフェストデータとの照合により、産業廃棄物の不適正な委託情報を抽出できることが分かった。

しかし、不適正な委託情報の抽出にあたり、以下の課題が挙げられる。

<課題>

- ・ 電子マニフェストデータの「廃棄物の種類」欄に、許可品目が特定できない混合廃棄物、製品廃棄物が入力された電子マニフェストデータは許可情報との照合ができない。
- ・ 県の許可情報に反映されない、みなし許可や無害化処理認定業者等は、照合結果が不適合扱いになってしまう。
- ・ 電子マニフェストシステムに入力された許可番号が誤っている場合や、排出事業者が「廃棄物の種類」を誤って入力した場合に、照合結果が不適合となることがある。(誤入力の例:「がれき類」を「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と誤って入力)
- ・ 県の許可情報は平成29年度末のものを照合に使用したが、年度途中で許可が失効となった処理業者については、許可の失効前の電子マニフェストデータも不適合扱いになってしまう。
- ・ 他県から持ち込まれた産業廃棄物に関する許可情報(排出場所における収集運搬業の許可)に関する照合ができない。

上記を踏まえ、各都道府県等の許可情報システムと電子マニフェストシステムのリアルタイムなデータ連携等が行われ、不適正な委託処理の情報が含まれる電子マニフェストデータが入力された場合に、排出事業者への警告表示等による不適正な委託の未然防止や、不適正な委託情報が入力されたことを都道府県等が即時、把握し、排出事業者や処理業者への指導に活用できるような仕組みの構築が求められると考えられる。

また、他の都道府県等の許可情報と電子マニフェストシステムのデータが連携され、他の都道府県等で排出され、県内に持ち込まれた産業廃棄物についても、許可情報の照合を行うことができるような仕組みの構築が望まれる。

# 第30回廃棄物資源循環学会研究発表会

## A4-2

### 「産業廃棄物許可情報と電子マニフェスト情報 を用いた不適正な委託処理情報の抽出」

令和元年9月20日（金）

会場：東北大学 川内キャンパス

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

藤原 博良、佐々木 基了

三重県 三浪 純子、水谷 彼方

# 1. はじめに

---

- 排出事業者が産業廃棄物を委託処理する際には、都道府県知事等より産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託して処理しなければならないが、委託処理にあたっては、電子マニフェストの登録か、または紙マニフェストが交付されている。
- 許可の有無は排出事業者自らが確認しているが、その確認が不十分である場合等、無許可業者への産業廃棄物の委託等の不適正な委託処理は無くなっていない状況にある。
- 電子マニフェストについては、令和元年8月現在で電子化率が60%となっており、ビッグデータである電子マニフェストのデータの利活用促進が求められている。
- 環境省が平成30年10月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」では、令和元年度末までに「排出事業者による処理業者の適切な選定、取引継続の可否判断のための許可内容の確認を可能とするための、産業廃棄物処理業許可情報と電子マニフェストの連携」に関する検討を行うこととしている。

## 2. 方法

---

県の産業廃棄物処理業者の許可情報と、電子マニフェストデータを以下の方法により照合し、両データの連携による不適正な委託情報の抽出の可能性を検討した。

### <方法>

- 三重県の産業廃棄物処理業者の許可情報（平成30年3月31日現在）の許可情報の許可番号及び許可品目と、三重県内の排出事業者が平成29年度の1年間に登録した電子マニフェストデータ（477,750件）の委託先処理業者の許可番号及び廃棄物の種類を照合した。
- 照合結果が不適合となったデータについて、不適正になった理由を検証し、その中に不適正な委託処理が行われたことが疑われる情報が含まれているか否かを調べた。

### 3. 照合結果

表1 照合結果について

項目	収集運搬		処分	
	データ数	業者数	データ数	業者数
①照合対象数	418,386	892	303,384	157
②不適合数	2,199	24	1,186	14
③不適合の割合(②÷①)	0.5%	2.7%	0.4%	8.9%

表2 不適合の内訳について

項目	収集運搬	処分	合計
①業の許可がない	15	3	18
②業の許可はあるが、許可品目がない	9	11	20
合計	24	14	38

## 4. 不適合の原因等

---

不適合となった電子マニフェストデータは、以下のとおりであったと推測される。

- 廃棄物の種類や処理業者許可番号等の入力の変りが原因で不適合となったもの
- 処理業者の許可が年度途中で失効され、許可の失効前に登録された電子マニフェストデータが不適合と取り扱われたもの
- 廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定業者など、産業廃棄物処理業の許可が不要なために県の許可がないと取り扱われたもの
- 実際に不適正な処理委託が行われた可能性があるもの

## 5. 課題

不適正な委託情報の抽出にあたり、以下の課題が挙げられる。

- 電子マニフェストデータの「廃棄物の種類」欄に、許可品目が特定できない混合廃棄物、製品廃棄物が入力された電子マニフェストデータは許可情報との照合ができない。
- 県の許可情報に反映されない無害化処理認定業者等は、照合結果が不適合扱いとなってしまう。
- 電子マニフェストシステムに入力された許可番号が誤っている場合や、排出事業者が「廃棄物の種類」を誤って入力した場合に、照合結果が不適合となることがある。（誤入力の例:「がれき類」を「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と誤って入力）
- 県の許可情報は平成29年度末のものを照合に使用したが、年度途中で許可が失効となった処理業者については、許可の失効前の電子マニフェストデータも不適合扱いとなってしまう。
- 他県から持ち込まれた産業廃棄物に関する許可情報（排出場所における収集運搬業の許可）に関する照合ができない。

## 6. まとめ

---

- 県が保有する産業廃棄物処理業者の許可情報と情報処理センターに登録された電子マニフェストデータとの照合については、一部、課題があるものの、産業廃棄物の不適正な委託情報を抽出できることが分かった。
- 県の産業廃棄物処理業者許可情報と電子マニフェストデータとの照合結果については、約99.5%のデータが適合となっており、電子マニフェストを使用する排出事業者の多くは、許可を持つ産業廃棄物処理業者に委託していると考えられる。しかし、ごくわずかであるが、産業廃棄物の不適正な委託が行われた電子マニフェストデータが含まれていた可能性があると考えられる。

## 6. まとめ

---

- 各都道府県等の許可情報システムと電子マニフェストシステムのリアルタイムなデータ連携等が行われ、不適正な委託処理の情報が含まれる電子マニフェストデータが入力された場合に、排出事業者への警告表示等による不適正な委託の未然防止や、不適正な委託情報が入力されたことを都道府県等が即時、把握し、排出事業者や処理業者への指導に活用できるような仕組みの構築が求められると考えられる。